

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月二十四日

川建セ第二八〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目十六番地十 ラッファイナート二〇二

小林 朋弘